

免許申請～免許証の受け取りまでの流れと注意点について

申請から免許証交付までの流れについては次のとおりです。

- ①免許申請受付後、各保健所から県庁を通じて国に書類を進達
- ②国が資格者として登録後、登録済証明書（ハガキ）を申請者あてに直接送付
- ③免許証ができあがり次第、国から県庁を通じて受付した保健所に送付
- ④受付した保健所より免許証交付通知を申請者あてに送付し、保健所窓口にて免許証を交付

登録済証明書のオンライン発行（薬剤師は非対応）

一部の資格は、厚生労働省のHPで登録済証明書のオンライン発行が可能となりました。従来通りの登録済証明書（ハガキ）は発行まで時間を要するためオンラインでの発行を積極的にご活用ください。

こちらのQRコードからオンライン申請のページに行けます。→



よくあるお問い合わせをQ&Aとしてまとめましたのでご確認ください。

特にQ2～Q5についてのお問い合わせが多く、その対応により業務に支障をきたしています。

お問い合わせの前に、以下のQ&Aをよく確認していただきますようお願いいたします。

Q1. 免許申請をした時点で資格者として働けますか？

A 1. 国の資格者名簿（籍）に登録されるまでは資格者の業務は行えません。

登録番号、登録年月日については免許証または登録済証明書（ハガキ）に記載されています。

Q2. 申請をしてから、どれくらいの期間で免許証ができあがりますか？

A 2. 免許申請から概ね3～4か月程度が目安となっていますが、状況によっては時間がかかる場合があります。免許証がいつできあがるかについて、保健所ではわかりません。
受付した保健所から免許証交付通知が送付されるまでお待ちください。

Q3. 登録済証明書（ハガキ）はいつごろとどきますか？

A 3. 申請時に登録済証明書（ハガキ）を提出している場合は、概ね1～2か月ほどで、登録番号が記載された登録済証明書が国から直接郵送されてきます。

申請登録時期、登録済証明書が郵送される時期（オンライン発行される時期）、免許証が保健所に届く時期については、保健所でもわかりませんので、ご回答できません。

どうしても確認が必要な場合は、厚生労働省の免許係へ直接ご確認ください。

TEL:03-5253-1111 内線2576（薬剤師以外の資格者）、内線2715（薬剤師の方）

Q4. 登録済証明書（ハガキ）がとどきました。免許の受け取りに行ってもいいですか？

A 4. 登録済証明書（ハガキ）が郵送された時点では免許証はまだできあがっていません。

また、免許証がいつとどくか、保健所ではわかりません。

受付した保健所から免許証交付通知が送付されるまでお待ちください。

Q5. 登録済証明書（ハガキ）の有効期限を過ぎたらどうなりますか？免許証がまだもらえてません。

A 5. 登録済証明書（ハガキ）には、有効期限として「証明日から2か月間」と記載されている資格がありますが、免許証の交付時期は、その年の混雑状況により、2か月を過ぎる場合があります。2か月を過ぎた場合でも、資格者名簿（籍）に登録された時点で資格者としてみなされますので、その業務を行うことに支障はありません。

Q6. 免許証は郵送されますか？

A 6. 郵送はしていません。受付した保健所窓口で直接交付します。

Q7. 申請後、引越しをする予定ですが登録済証明書等はどうなりますか？

A 7. 郵便局で転送の手続きを行い、証明書を確実に受け取れるようにしてください。

Q8. できあがった免許証を保健所に取りに行くのは、代理人でも可能ですか？

A 8. 免許証の受け取りは原則として申請者本人のみとなります。やむを得ない事情でご家族等（2親等以内）が代理での受け取りを希望される場合は、身元を確認しながら交付します。